

根室市選挙管理委員会告示第 29 号

令和4年9月11日執行予定の第18回根室市長選挙における投票所の閉じる時刻を、公職選挙法第40条第1項ただし書きの規定により下記のとおり繰り上げる。

令和4年8月5日

根室市選挙管理委員会  
委員長 袴谷良憲



記

投票区名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	投票所の施設の名称及び所在地	理由
第16投票区	午前7時00分	午後6時00分	初田牛会館 根室市初田牛511	当該地域は主に農業及び漁業を生業としている世帯が多く、直近の投票結果を見ても、午後6時以降の投票者が皆無であることから、投票所閉鎖時刻を繰り上げてても有権者への影響が無い。
第18投票区			川口会館 根室市川口20-2	
第24投票区			豊里会館 根室市豊里15	